

◎福岡高等裁判所規程第1号、福岡地方裁判所規程第1号、福岡家庭裁判所規程第1号

福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁及び福岡家庭裁判所本庁当直規程を次のように定める。

平成30年6月28日

福岡高等裁判所

福岡地方裁判所

福岡家庭裁判所

福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁及び福岡家庭裁判所本庁

当直規程

(設置の趣旨)

第1条 福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁（福岡簡易裁判所、福岡第一検察審査会事務局及び福岡第二検察審査会事務局を含む。以下同じ。）及び福岡家庭裁判所本庁の執務時間外における各種令状の発付（家庭裁判所が発付する令状等は除く。），文書等の受付、火災及び盜難の防止及びその他庁舎管理等のため、福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁及び福岡家庭裁判所本庁に合同の当直を置く。

(掌理者)

第2条 当直に関する事務は、福岡高等裁判所事務局長、福岡地方裁判所長及び福岡家庭裁判所長が共同して掌理する。

2 前項の掌理者は、この規程の実施上必要な事項について実施細則を定めることができる。

(種類及び執務時間)

第3条 当直は、日直及び宿直とし、日直は、裁判所の休日に関する法律第1条第1項各号に定める裁判所の休日に置く。

2 日直は、登庁時から退庁時までとし、宿直は、退庁時から翌日の登庁時までとする。

(当直員の構成)

第4条 当直員は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員をもってこれに充てる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年8月20日から施行する。

2 福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁及び福岡家庭裁判所本庁当直規程（平成24年10月1日施行）は、平成30年8月19日限り、廃止する。